

茅ヶ崎市行財政経営改善戦略（経営改善推進方針）の取り組みについて

1 第1回行政改革推進委員会（R5.7.24）までの検討経緯

- ・行財政経営改善戦略に位置付ける取組について、各課かいの業務の中から、資源の創出と変革のアイデアを出すための対話会（意見交換）を実施
- ・対話会で得た資源の創出と変革のアイデアのうち、庁内横断的に取り組むことで大きな効果が期待できる項目を「庁内連携型取組」として位置付け

庁内連携型取組

- ・ 庁内横断的な取組により、各課かいで取り組む以上の効果が期待されるもの。
- ・ 財政健全化緊急対策において、取組みの効果が大きく、引き続き効果の創出が期待されるもの。

各課推進型取組

- ・ 重点取組項目に沿った内容で、各部署の自由な発想で設定し、各課か単位での取組みで効果が期待できるもの。

2 第1回行政改革推進委員会以降の検討経緯

【庁内連携型取組】

事務事業に関係する課かいと実現に向けたさらなる対話をとおして、責任所管課を絞りこみ、具体的な手法の検討・調整を実施

【各課推進型取組】

さらなる対話を行い、取り組む項目を抽出し、実現可能性や効果などを確認し、各課かいで個別に取り組むを実施

3 今後の進め方

【庁内連携型取組】

短期間で成果を目指す項目とすぐに着手すべき項目の中から、現状、課題、目指す姿、想定する効果、スケジュールと取組内容を定めた上で、8つの事業を「優先的に検討を行う取組」として選定しました。

■ 優先的に検討を行う取組

柱	No	事業	効果	期間
業務効率化	①	税・保険料等の督促状発行期限の延長	大	中期
	②	契約方法の見直し	大	中期
	③	タブレットの活用（資料作成、現場活用等）	大	中期
	④	施設予約システムの改修、キャッシュレス決済対応	大	長期
	⑤	郵便事務のあり方を見直し	小	短期

業務改革	⑥	検査業務等の実態調査業務の一元管理及び手法の構築	大	中期
	⑦	同様の業務における委託契約の一元化(共通した委託業務の包括委託化)	大	中期
財政健全化	⑧	振込案件の集約	小	短期

短期：令和5年度及び6年度で実施

中期：「行財政経営改善戦略」の期間中に実施（令和7年度まで）

長期：「(後期)行財政経営改善戦略」の期間中に実施（令和8年度以降）

【各課推進型取組】

「各課推進型取組」に位置付ける取組については、取り組みを進める中で、課題が生じた場合や取組効果が大きいと考えられる取組については、行政改革推進課が旗振り役となって取組を支援

3 今後の取組について

第3回行政改革推進委員会では、関係課かいの職員が「庁内連携型取組」及び「各課推進型取組」の取組の進捗状況について説明を行います。

→委員の皆さまとのヒアリングをとおして、更なる効果に繋がる意見やアドバイスをいただくことを予定しています。